

環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けましょう！

認定を受けた生産者（認定農林漁業者）は、以下の支援措置を受けることが可能です。

詳細は、管内の農業振興事務所にお問い合わせください。



認定農林漁業者等に対する支援措置

みどりの食料システム法で規定

- 認定を受けた農林漁業者（これと連携する食品事業者等を含む。）に対しては、農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置（償還期間の延長）等
- 特定区域内事業活動の場合、上記の特例措置のほかに農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化

その他

- 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入した場合、税制特例（令和5（2023）年度末までに導入・利用）
- みどりの食料システム戦略交付金申請時、特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価ポイントを加算可能

お問い合わせ先

河内農業振興事務所 Tel : 028-626-3070

上都賀農業振興事務所 Tel : 0289-62-6125

芳賀農業振興事務所 Tel : 0285-82-3074

下都賀農業振興事務所 Tel : 0282-24-1101

塩谷南那須農業振興事務所 Tel : 0287-43-2318

那須農業振興事務所 Tel : 0287-22-2826

安足農業振興事務所 Tel : 0283-23-1431

栃木県農政部経営技術課 Tel : 028-623-2286

生産者の皆さんへ

「とちぎグリーン農業」に取り組み、
“環境負荷低減”と“収益性向上”的
両立を目指しましょう



農業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少をはじめ、コロナ禍の長期化や地球温暖化による気候変動の影響拡大など大きく変化しており、今後、本県農業が持続的に発展するためには、将来を見据え、環境と調和した農業生産を実現するための対策を的確に講じていく必要があります。

そこで、本県では、生産・流通・消費の各段階における取組を県や市町、関係団体等が一体となって推進するための指針として「とちぎグリーン農業推進方針※」を策定し、多くの県民の理解と共感を得ながら「環境負荷の低減」と「収益性の向上」を両立する農業生産の実現を目指します。

※「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基本計画として位置づけています



とちぎグリーン農業推進方針の詳しい情報は、栃木県HPからご覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/green-nougyou.html>



とちぎグリーン農業推進方針

持続可能な農業生産を実現するため、より多くの県民の理解と共感を得ながら「環境負荷の低減」と「収益性の向上」の両立に向けた取組を推進します。

栃木県が一体となって取組の拡大等を図るため、県や市町、関係機関・団体等の代表者で構成する「とちぎグリーン農業推進協議会」を設置し、生産・流通・消費の取組を推進するとともに、実務担当者で構成する分科会の中で、個別課題の共有や取組の検証を進めます。

現状と課題

【生産段階】

○ 化学肥料・化学農薬の使用状況

- ・家畜ふん由来の堆肥等生産量(推計値)に対する流通割合は約40%
- ・有機農業の取組面積が耕地面積に占める割合は0.4%で、全国(0.6%)に比べて低いなど

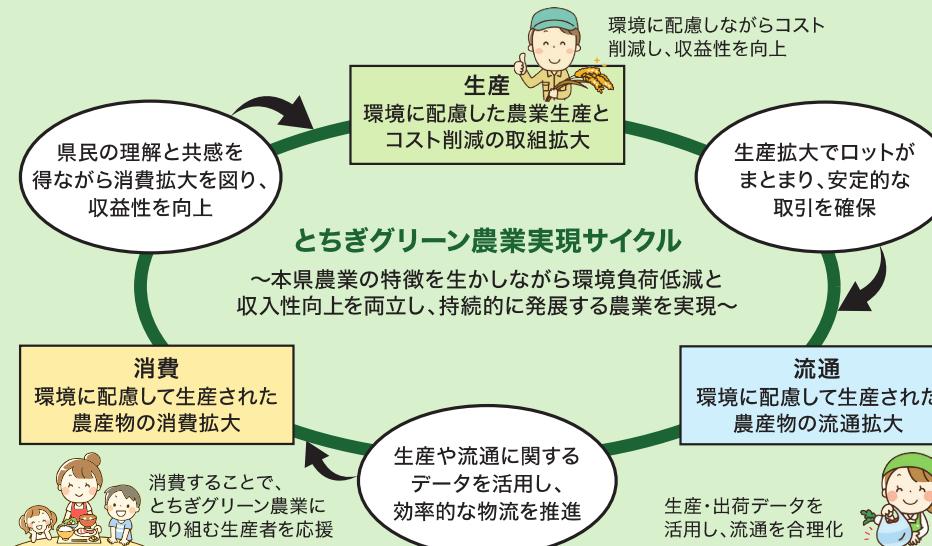
○ 温室効果ガスの排出状況

- ・本県における温室効果ガスの排出量(CO₂換算)は、エネルギー分野1,478万t(農林業分野31万t)、非エネルギー分野266万t(農業分野83万t)
- ・稻作や畜産が盛んな本県においては、水田や家畜におけるメタンの排出抑制対策が特に重要など

【流通・消費段階】

- ・環境に配慮した農産物への関心は高いが、直接の消費に結び付いていない現状など

10年後の目指す姿



とちぎグリーンUPプロジェクト

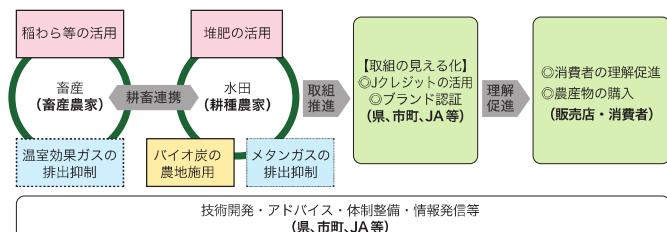
本県ならではの特徴や地域資源を最大限に生かし、環境負荷低減と収益性向上の両立を目指す取組について、各種施策をパッケージし重点的に推進します

PROJECT 1

水田を中心とした持続可能な生産システムの確立

農地の8割を占める水田の機能や畜産が隣接する立地条件を生かし、耕畜連携による堆肥利用の拡大や、水田・畜産におけるメタンガスの排出抑制、もみ殻くん炭等の炭素貯留などを推進し、取組の「見える化」など、消費者の理解促進により、本県農産物の新たなブランドの創出等を図ります。

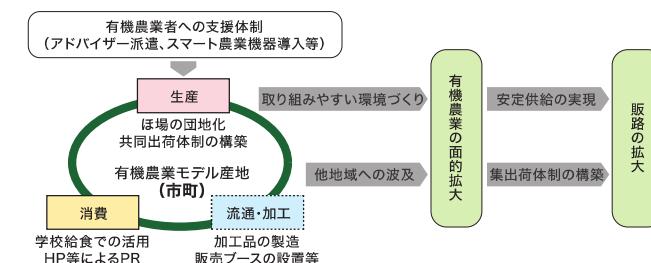
〈展開イメージ〉



PROJECT 2

平場から中山間まで地域の特徴を生かした有機農業の拡大

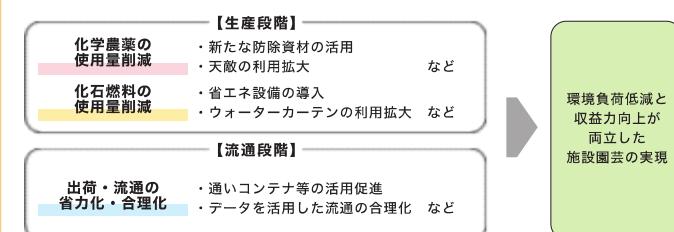
平場や中山間まで各地域の様々な特徴や地域資源を生かし、有機農産物の生産拡大と、学校給食での利用や地元スーパー、首都圏量販店などへの販路拡大に一連的に取り組むモデル産地づくりを進め、県全域へ波及させていきます。



PROJECT 3

とちぎの脱炭素型次世代施設園芸の推進

いちごやトマトなどの施設園芸において、新たな病害虫防除資材等による化学農薬の削減やヒートポンプ等の省エネ設備導入による化石燃料の削減、デジタル技術を活用した流通の合理化を図り、環境負荷低減と収益性向上の両立の実現を目指します。



取組方策

【生産段階】

- ① 化学肥料・化学農薬の使用量削減
⇒ 効率的な施肥や代替素材の活用、化学農薬だけに頼らない病害虫防除等を推進
- ② 温室効果ガスの排出量の削減
⇒ 温室効果ガスの発生抑制技術の開発普及や炭素貯留の取組等を推進
- ③ その他、環境負荷低減に資する取組の推進

【流通・消費段階の取組】

- ① 持続可能な流通システムの構築
⇒ 農産物流通の効率化、環境に配慮して生産された農産物の消費・販路拡大など
- ② 生産者と消費者の相互理解の促進
⇒ 生産者の取組の見える化、食育や地産地消を通じた理解促進など

【取組を推進するための新品種・新技術の開発等】

- ① 新品種・新技術の開発・実証
⇒ 耐病性品種の開発などの新技術開発
- ② 気候変動に対応した新品種・新技術の開発・実証
⇒ 地球温暖化に対応できる新品種・新技術開発